

税の申告はお済みですか？

申告は3月17日までに。郵送でも申告できます

「市民税・都民税」の申告は「市役所」へ 「所得税」の確定申告は「東村山税務署」へ

所得税 市民税・都民税の申告は3月17日（月）までです。申告は郵送でもお受けします。郵送する方で「控え」が必要な方は、返信用の切手を張った封筒を同封してください。相談に来られる方は、あらかじめ自分で書けるところは記入してからお越しください。申告期間中は混雑するため、お待ちいただく場合があります。各会場とも車での来場は遠慮ください。

**所得税
東村山税務署へ**
〒189-8555
東村山市本町1-20-22
☎042・394・6811

★土曜・日曜日はお休みです。ただし、3月2日（日）の午前9時〜午後5時に確定申告書作成のアドバイスと申告書の受け付けを行います。なお、当日は電話での相談および国税の領収、納税証明書

の発行は行いません。
確定申告が必要な方

（１）事業を営んでいる方
不動産所得などがある方、土地・建物等やゴルフ会員権および株式等を譲渡した方などで、19年中の各種所得の合計額から所得控除額を差し引いた金額を基礎として計算した税額が、配当控除額、年末調整にかかる住宅借入金等特別控除額の合計額より多い方

（２）給与所得者で、次のいずれかに該当する方
①給与の年収が2000万円を超える方
②給与を2カ所以上から受けている方で、従たる給与等の金額と給与以外の所得と

**市民税・都民税
市課税課市民税係へ**
（市役所2階。内線2333〜2337）

★土曜・日曜日はお休みです。

申告が必要な方

（１）20年1月1日現在、市

内に住所があり、前年中に収入のあった方

（２）給与所得者でも、次のいずれかに該当する方
①勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方
②給与を2カ所以上から受けている方
③19年中に退職し、20年1月1日現在就職していない方
④給与のほか、地代、家賃、原稿料、年金、配当などの所得があった方（所得税では給与と所得者で給与以外の所得が20万円以下の方については確定申告をする必要がありませんが、市民税・都民税では申告をする必要があります）

（３）20年1月1日現在、市内に居住していないが、市内に事務所や家屋敷を有する方

税金が戻る方

（１）医療費を多く支払った方
（２）住宅をローンなどで購入した方
（３）年の途中で退職し、再就職しなかった方
（４）災害や灾难にあった方など

申告の必要がない方

（１）「申告が必要な方」のうち、（１）〜（３）に該当する方でも、所得税の確定申告書を税務署に提出した方
（２）給与所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方
（３）給与所得者の妻など、同居の方の扶養になっている方
（４）19年中から継続して生活保護を受けている方

前年中に収入のなかった方も申告を

前年（19年）中に、病気・失業・学生等の理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方へ」にそ

いは、課税課市民税係までご連絡ください。なお、申告書は、上の原・ひばりが丘・滝山の各連絡所にも用意しています。

申告に必要なもの

申告書▽源泉徴収票・収入証明書など前年中の収入金額の分かる書類▽社会保険料・生命保険料・地震保険料・医療費等の各控除を受ける場合は、前年中に支払った証明書または領収書▽国民健康保険税・国民年金・介護保険料で前年中に支払った領収書▽障害者は障害者手帳または証明書▽認め印

また、申告がないと、年金や児童手当などの受給申請や都営住宅入居などの申請時に必要な税の証明書が発行できません。

市民税・都民税の申告書が届かない方へ
申告書は、申告する必要があると思われる方に郵送しましたが、該当する方で届かない

★お願い★

市役所でお受けできる確定申告は次のものに限りさせていただきます。

（１）提出のみの方
（２）簡易な申告の方
（３）簡易な申告の方
（４）簡易な申告の方

（１）提出のみの方
（２）簡易な申告の方
（３）簡易な申告の方
（４）簡易な申告の方

バイク・軽自動車等 廃車等手続きについて

軽自動車税は、4月1日現在、バイクや軽自動車等を登録されている方に課税されます。使用しなくなったり、所有者が変わったバイク・軽自動車等は、4月1日までに取り扱い窓口で廃車または所有者変更の手続きをしてください。なお、月割課税制度はありませんのでご注意ください。

【取り扱い窓口】

☆125cc以下のバイク・小型特殊自動車＝課税課窓口（市役所2階）

☆125ccを超えるバイク＝多摩自動車検査登録事務所（国立市北3-30-3、☎050・5540・2033）

☆軽自動車＝軽自動車検査協会多摩支所（国立市北3-27-11、☎042・525・4360）

※125cc以下のバイクで、ナンバープレート等がなく廃車手続きが済んでいない方もご連絡ください。詳しくは課税課市民税係（内線2331、2332）へ。



軽自動車税Q & A

Q 軽自動車税の納税通知書や督促状が送られてきますが、もう2、3年前から所有していません。どうしたらよいですか。

A 軽自動車税は、その年の4月1日現在で登録されている方に課税されます。今は使用してなくても、廃車手続きをしないと、登録されたままになります。標識（原動機付自転車のみ）をお持ちの場合はそれを持参して、課税課窓口（市役所2階）で廃車手続きを行ってください。また、盗難などでナンバープレート等がない場合はその旨申し出てください。原動機付自転車以外の125ccを超えるバイクや軽自動車は国立市にある多摩自動車検査登録事務所または軽自動車検査協会で行ってください。

募集



健康課嘱託職員
保健師管理栄養士

【勤務内容】成人期の保健指導

②前記①に該当し、医療費控除や寄付金控除のある方
なお、簡易な申告の方で、市役所にお越しの場合には、あらかじめ申告書と収入証明書を提出することにより、国民健康保険料の減免や介護保険料の算定の基礎資料となります。

申告受付期間中の課税課への電話について
3月17日（月）まで、混雑のため、電話が繋がりにくくなったり、すぐに対応できない場合があります。ご不便をお掛けしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

20年度課税（非課税）
証明書
20年度（19年分所得）の課税（非課税）証明書の発行は、当初課税決定後（毎月の給与のみから市民税・都民税が差し引かれる方は5月10日ごろ、そのほかの方は6月11日ごろ）になります。

市内で還付金詐欺が多発しています
市や税務署職員を装った「還付金詐欺」が多発しています。電話等で年金、医療費や税金の還付があること、金融機関などのATMの操作を求めると、関係機関に直接確認しましょう。

わかくさ学園臨時職員
【勤務内容】看護士、看護師等の資格を持ち、経験豊かな保育者が自宅の一部を開放し、家庭的な雰囲気の下で少数の子どもの預かる制度です。
【募集人数】1人
【対象】次のすべての要件を満たす方
①保育士、看護士のいずれかの資格を有し、保育経験のある方
②市内在住の満25歳〜62歳の方
③家庭に6歳未満のお子さんのいない方
④保育専用スペースとして9・9平方メートル（6畳）以上を1階に有すること
申し込みは提出書類（履歴書・資格証明書の写し）を直接保育課（市役所1階）へ持参してください。申し込み受け付け後、名簿に登録し、面接・自宅調査を行います。詳しくは、同課係 ☎470・775 へ。